

# 若者活用空き家対策モデル事業運営業務に係る プロポーザル応募要項

## 1 目的

この要項は、若者活用空き家対策モデル事業運営業務を委託する者を決定するための提案の応募について必要な事項を定める。

## 2 業務の内容

次に掲げる業務の委託

### (1) 業務名

若者活用空き家対策モデル事業運営業務

### (2) 業務内容

若者活用空き家対策モデル事業運営業務委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月13日（金）まで

### (4) 予算限度額

3,032千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、デザイン企画について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。

(3) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。

(4) この手続の開始の日から令和7年5月22日（木）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

## 4 提案書類

この手続への参加を希望する者は、次の書類を作成し、提出するものとする。

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書

◆体裁(用紙サイズ) A4版

◆内容

①基本的な考え方 ②募集の方法等

③学生作成の動画企画、動画の全体構成（内容を分かりやすく表現した資料、写真、イラストの使用については自由）

④講演会講師の提案

⑤追加提案の内容

⑥実施スケジュール、実施体制

※本企画案は選定業者を決定するためのものであり、実施に当たっては、選定業者の提案書を基にして、県と協議を重ねた上で、実施内容を決定するものとする。

#### イ 概算見積書

◆体裁(用紙サイズ) 任意(原則A4版)

※金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記入すること。

#### ウ 参考資料(団体等としての特性等を示す資料)

◆体裁(用紙サイズ) 任意(原則A4版)

◆内容 ①応募者の概要(事業者の場合「会社案内」等で可)  
②過去3年以内の類似・関係業務の実績。

#### (2) 提出部数等

正本1部、副本5部を提出すること。

### 5 提案への参加意向表明

この要項に基づく提案に参加しようとする場合は、別添「提案参加表明書」を令和7年5月14日(水)午後5時まで(必着)に、山口県土木建築部住宅課宛てに提出すること(電子メール、FAXによる提出可)。ただし、電子メールにより提出する場合は、メールの件名に必ず「若者活用空き家対策モデル事業運営業務に係る参加表明書」と記載すること。

提出先 〒753-8501 山口市滝町1-1  
山口県土木建築部住宅課 木村 宛て  
TEL 083-933-3883  
FAX 083-921-4616  
メールアドレス a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

### 6 提案書類の提出方法及び提出期限

提案書類は、社名、所在地、電話番号を明記の上、令和7年5月22日(木)午後5時まで(必着)に、山口県土木建築部住宅課宛て、持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は書留とすること)。

提出先 〒753-8501 山口市滝町1-1  
山口県土木建築部住宅課 木村 宛て  
TEL 083-933-3883

### 7 企画提案書に係る審査委員会の実施

#### (1) 実施方法

オンライン(Microsoft Teams)により実施

#### (2) 実施予定日

令和7年5月下旬頃

#### (3) 時間配分

1者につき25分程度(提案者説明20分程度、質疑5分程度)

※実施日時、説明時間や会議URL等の詳細は、提案参加表明書受領後、個別に通知する。

## 8 審査基準

企画提案の内容等について、次の審査項目ごとに審査を行い、合計点が最も高い者を最優秀提案者として決定する。なお、提案者が1者であった場合は、その提案内容を審査委員会において評価した上で、採否を決定する。

審査項目	配点	審査事項
基本的な考え方	5	○業務の目的の理解度、仕様書に即した具体的な提案事項について
募集の方法等	10	○講習会及び講演会における効果的な参加者募集の方法
学生作成の動画企画	20	○学生に向けた仕掛けづくり、学生が取り組みやすい企画内容
動画の内容	30	○見る人が理解しやすく興味を引くような動画制作に係る提案事項 ○仕様書に記載されている目的を意識した動画制作に係る提案事項 ○学生の取り組みや魅力が伝わるような動画制作に係る提案事項
講演会講師の提案	10	○業務の目的に沿った講師の提案
意欲（追加提案）	10	○本業務の目的実現に向けた、効果的な追加提案
実施スケジュール	5	○業務の実施スケジュール
実施体制	10	○業務内容に応じ、円滑に業務を遂行できる適正な実施体制（責任者、人員、役割分担等）
合計	100	

## 9 提案の選定結果の通知

提案の選定結果は、提案者全員に対して、後日文書により通知する。

※最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点は、全提案者宛てに公表する。

## 10 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は、応募者の負担とする。

## 11 提案書類の取扱い

この要項に基づき提出された提案書類については返還しない。また、提出された提案書類の訂正、差し替えは認めない。

提出された参加表明書及び技術提案書等の公表は行わない。

## 12 質問と回答

この要項に関する質問等については、令和7年5月14日(水)午後5時までに文書(別紙様式)により受け付けるもの(電子メール、FAXによる提出可)とする。ただし、電子メールにより提出する場合は、メールの件名に必ず「空き家利活用に関する動画制作業務に係る質問」と記載すること。

質問に対する回答は、個別の質問の場合を除き、本提案への参加を表明した者全員に対して、令和7年5月16日(金)を目安に行う。

なお、当該回答文書は、この要項を追加又は修正したものとして扱う。